

広島県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百四十条第四項の規定により準用する第十条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成三十年八月十七日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成三十年八月六日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 辻 駒 健 二

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成三〇年八月二一日 午後二時	広島市中区基町一〇―五二一 広島県内水面漁場管理委員会委員室	芦田川府中漁協分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成三十一年一月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

3 免許予定日

平成三十一年一月一日

4 申請期間

告示で指定する日から二か月以内

5 地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成三十年八月六日から同年八月十七日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇―五二一 広島県内水面漁場管理委員会事務局内	(〇八二) 五二一―五二七二
福山市三吉町一丁目一―一 東部農林水産事務所水産課内	(〇八四) 九二一―一三二一 内線二五四二